芦別市企業振興促進条例に基づく助成措置

市内における雇用の促進と労働福祉の向上と経済の活性化を目的として、新たに事業を営む事業者、又は既に事業を営んでいる事業者に対し、芦別市企業振興促進条例に基づき、事業者の資本金の額等や設備投資の価額に応じた助成措置として最大１億円の奨励金交付と３年間の固定資産税の課税免除を行います。

【助成措置の対象事業者】

青色申告書を提出する個人又は法人で、次の事業を営む事業者をいいます。

●製造業

日本標準産業分類の大分類の区分で製造業に属するものをいいます。

●旅館業

旅館業法第２条に規定する旅館、ホテル業及び簡易宿所営業をいいます。

●農林水産物等販売業

・専ら芦別市内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製

造、加工若しくは調理をしたものを主に市外の方に販売するための事業（観光客向けの農林水

産物等直売所、農家レストラン等）をいいます。

●情報サービス業等

租税特別措置法施行規則第５条の１３第６項各号に掲げる事業（情報サービス業、有線放送業、

インターネット附随サービス業等）をいいます。

【助成措置の対象となる固定資産】

●土地

・不動産登記法第３条第１号に規定する所有権の登記をすること。

　・当該土地に家屋が建設されていない場合は、所有権の登記の日から起算して１年以内に自己

　　の所有となる家屋の建設の着手をすること。

　・当該土地に家屋が建設されている場合は、所有権の登記の日から起算して１年以内に事業の

　　用に供すること。

　・直接事業の用に供する家屋の垂直投影部分を助成措置の対象とします。

●家屋

・所有権の登記をし、その登記の日から１年以内に当該家屋を事業の用に供すること。

　・直接事業の用に供する部分及び当該部分に係る附属設備（当該家屋と同時取得したもの）に

　　限り助成措置の対象とします。

●償却資産

・購入を目的とする契約に基づき設置する償却資産で、直接事業の用に供する機械及び装置を

助成措置の対象とします。

※土地及び家屋のみの取得については助成措置の対象となりません。

※芦別市公有財産規則に規定する行政財産に該当する建物において事業を営むことを目的とする

場合については、助成措置の対象となりません。

【助成措置①…奨励金の交付】　※令和４年４月１日以後に事業の用に供するものに適用

●奨励金の対象となる資本金規模と取得価額要件

|  |  |
| --- | --- |
| 資本金の額等 | 取得価額の合計(税抜) |
| 製造業、旅館業 |  |
|  | 5,000万円以下 | 500万円以上 |
| 5,000万円超　1億円以下 | 1,000万円以上 |
| 1億円超 | 2,000万円以上 |
| 農林水産物等販売業、情報サービス業等 | 500万円以上 |
| 特例事業者（芦別市において対象事業を営んでいる期間が１年以上である事業者） |

●奨励金の対象となる固定資産

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 固定資産の種類 | 取得要件対象 | 奨励金対象 | 備　　考 |
| 土地 | ○ | ○ |  |
| 家屋(附属設備含む) | ○ | ○ | 附属設備のみの取得は対象外。 |
| 償却資産 | 機械及び装置 | ○ | ○ | 直接事業の用に供するものに限る。 |
| 構築物 | × | × | 取得価格の要件、奨励金の対象、いずれにも該当しない。 |
| 車両及び運搬具 | × | × |
| 工具器具及び備品 | × | × |

※新設及び増設に係る固定資産の取得が該当します。

※家屋の増築は直接事業の用に供する部分の床面積が500㎡以上増加する場合に該当します。

●奨励金の額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 交付率 | 限度額 | 交付内訳 |
| 家屋の新築が伴う場合 | 50%以内 | 1億円 | 1年度目70%2年度目30% |
| 家屋の新築が伴わない場合 | 30%以内 | 5,000万円 |

　※芦別市内で新たに事業を営む事業者に対する奨励金の額は、「家屋の新築が伴う場合」に該当します。

　※現在ある家屋の敷地に別棟で家屋を建てる場合は、新築ではなく増築に該当します。

　　敷地の考え方は、工場立地法に規定する一団の土地及び一の団地の例によります。

　※１年度目とは事業の用に供した年度をいい、２年度目とはその翌年度をいいます。

　※交付額の計算により千円未満の金額がある場合は、当該千円未満の金額を切り捨てます。

●奨励金交付までの流れ

　・設備導入前に市へ事業概要計画書を提出、市はその内容を確認

　・計画していた設備の導入後、速やかに市へ交付申請書を提出

　・市が設備等の取得、稼働状況を現地確認

　・奨励金の交付決定、奨励金の交付

【助成措置②…固定資産税の課税免除】　※令和３年４月１日以後に事業の用に供するものに適用

●課税免除の対象となる資本金規模と取得価額要件

|  |  |
| --- | --- |
| 資本金の額等 | 取得価額の合計(税抜) |
| 製造業、旅館業 |  |
|  | 5,000万円以下 | 500万円以上 |
| 5,000万円超　1億円以下 | 1,000万円以上 |
| 1億円超 | 2,000万円以上 |
| 農林水産物等販売業、情報サービス業等 | 500万円以上 |

●取得価額要件の対象及び課税免除の対象となる固定資産

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 固定資産の種類 | 取得要件対象 | 課税免除対象 | 備　　　考 |
| 土地 | × | ○ | 取得要件に含めないが課税免除の対象になる。 |
| 家屋(附属設備含む) | ○ | ○ | 建設、取得、増改築、修繕又は模様替えが対象。 |
| 償却資産 | 機械及び装置 | ○ | ○ | 新設及び増設、更新 |
| 構築物 | ○ | × | 取得要件の対象に含めることができる。（直接事業の用に供するものに限る。）ただし、課税対象の対象にはならない。 |
| 車両及び運搬具 | ○ | × |
| 工具器具及び備品 | ○ | × |

　※資本金の額等が5,000万円を超える法人については、新設又は増設に係る取得に限ります。

　※資本金の額等が5,000万円を超える法人が既存設備の更新のための新設又は増設をする場合においては、更新後の設備の生産能力等が更新前に比べおおむね30%以上増加することが必要です。

　　おおむね30%増加するかどうかは、産業機械工業会等第三者における証明、カタログや仕様書に表示されている能力の比較で確認することを基本とし、不可能な場合においては生産計画から確認することとなります。

　※修繕及び模様替えは、建築基準法に規定する大規模の修繕、大規模の模様替えをいいます。

●課税免除の期間

　当該固定資産を事業の用に供する日の属する年以後最初に到来する賦課期日の属する年度以降

３年間　（例…令和３年中に事業の用に供したものは令和４､５､６年度の３年間免除）

●課税免除決定までの流れ

　・設備導入前に市へ事業概要計画書を提出、市はその内容を確認

　・設備導入年の翌年の１月末日までに課税免除申請書を提出

　・市が設備等の取得、稼働状況を現地確認

　・課税免除の決定

【参考…助成措置に係る各種要件等について】

●農林水産物等販売業について

　　次の要件を満たすことにより当該販売業に該当します。

　・農林水産物を販売

　　　芦別市内で生産された農林水産物であることを商品及び当該販売所内に表示すること。（商品への表示は物理的に可能なものに限る。）

　・農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工又は調理したものを販売

芦別市内で生産された農林水産物（主たる原料若しくは材料であるかは問わない。）を１種類以上使用し、その使用したものの名称を商品及び当該販売所内に表示すること。

　・販売品目の過半数が上記に該当し、これらを直接販売する店舗を設けること。

　・事業を営むにあたり必要な許可等を受けるものであること。

●一団の土地、一の団地の考え方について

・工場立地法運用例規集（経済産業省）により判断します。

・「一の団地」とは、連続した一区画内の土地をいいます。したがって、道路、河川、鉄道等により二分されている場合は、分断されてはいるものの生産工程上、環境保全上若しくは管理運営上きわめて密接な関係があり一体を成している場合は、一の団地と解します。

　・「一団の土地」とは、物理的に一連の土地の他、道路、川等に分断されていても、一体性をもった土地を含みます。ただし、工場等の用に供するための敷地が二以上であっても各々が点在して存在する場合は一団の土地に該当しません。

●新設、増設、更新の考え方について

　・既存物を廃止し、同程度のもの又は既存物に比べ処理速度や精度の高いものなど性能が向上しているものを取得して設置する…更新

　　※廃止する既存物と当該取得するものについて数量の差がある場合…廃止する既存物と同数分は更新、廃止する既存物を上回る分は増設、廃止する既存物の数が上回る場合は更新

　・既存物を廃止し、新たなものを取得して設置することにより、作業工程が集約される…新設

　・既存物を廃止し、新たなものを取得して設置することにより、当該取得物の作業による成果物の種類が増加する…新設

　・既存物を廃止し、新たなものを取得して設置することにより、従来の人的工程を当該取得するものが行う…新設

　・既存物に新たな機能を付加する又は改造する…新設

　・既存物を廃止し、既存物と同様のものに新たな機能が付加されたものを取得して設置する…新たな機能部分の金額がわかる場合、当該部分のみ新設

●その他

　・条例の規定に基づき、助成措置を受けた翌年度に操業状況報告書を提出していただきます。

　・条例には、助成措置により取得した財産等の処分の制限、市税滞納や不正行為等により助成措置が不適当と認めた場合の助成措置取消し、事業の廃止等に伴う助成措置の中止に関する条項があります。

（お問合せ先）

担当：芦別市経済建設部商工観光課商工振興係

電話：0124-27-7376（直通）　FAX：0124-22-9696

ﾒｰﾙ：syoukou@city.ashibetsu.hokkaido.jp